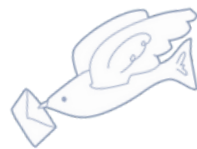


#13

2025
Jul.

あんしんぶん



改正民法のQ&Aのご紹介 ～親の責務・人格尊重など～

2025年6月30日、法務省が開催する第4回「父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議」で「Q&A形式の解説資料（民法編）」が確認されました。今回のあんしんぶんでは、「親の責務」、「人格尊重・協力義務」等に関するQ&Aについて、ポイントをご紹介します。

民法 第817条の12（親の責務等）

1. 父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達に程度に配慮してその子を養育しなければならない。かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない。
2. 父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない。



この条文は今回の法改正で新設されました。ただし、これは現行民法の解釈の明文化であり、新たな義務を導入するものではありません。安全・安心な運用がなされるよう以下のQ&Aをチェックしましょう。

どのような行為が人格尊重・協力義務に違反するか？

以下の場合などが人格尊重・協力義務違反と評価され得る。

- 暴行、脅迫、暴言等の相手方の心身に悪影響を及ぼす言動や誹謗中傷、濫訴等をする場合
- 親権者の一方による養育に対して、他の一方が不当な干渉をする場合
- 子の面前で他方の親の誹謗中傷等する場合

父母間にDVがあった場合や、父母の一方から子に対する虐待があった場合等でも、父母は協力して子を養育しなければならないのか？

加害行為を行った親については、父母相互の人格尊重・協力義務、子の人格尊重義務に反しているといえ、そのような親との協力についてはおのずと限界がある。そのように父母が共同して親権を行使することが困難な場合にまで協力を無理に強要するものではない。

単独親権者が、DVや虐待からの避難のために子連れ別居する場合でも、他方の親に無断である場合には、人格尊重・協力義務違反になるか？

DVや児童虐待から避難する必要がある場合には、他方の親に無断であったとしても、義務違反ではない。

無断で子を転居させた場合に、DVや児童虐待の事実を立証しない限り、人格尊重・協力義務違反に当たると判断されるというものではない。

加害者、被害者の双方がDVの認識を欠いている場合があることも勘案した上で、適切な判断がされることになる。

暴言等が人格尊重・協力義務に違反すると評価されるかどうかは、どのような事情を考慮して判断されるか？

父母の一方が、他方に対し、繰り返し誹謗中傷や人格を否定するような言動をしている場合には、父母が共同して親権を行うことを困難とさせるような人格尊重・協力義務違反があると評価され得る。

父母の一方がSNSなどを通じて不特定多数の者に対し、他方が犯罪者であると一方的に主張する行為は人格尊重・協力義務に違反し得る行為である。

子が被災した場合の安否や、子が病気になった際の体調等について、別居親から問い合わせたにもかかわらず、同居親が応答しない場合には、人格尊重・協力義務違反か？

この場合には、別居親についても、人格尊重・協力義務の観点から、被災時や子が病気の時には様々な事情のために同居親が直ちに返答することが困難な状況にあることも少なくないことを想定した対応が求められる。

今回の民法改正は子どもの利益のために行われたものです。

「人格尊重」が法律に規定されたからといって、無理に子どもよりも別居親を優先する必要はなく、同居親が子どもの監護を優先して日常生活を送ることは、何ら問題にはなりません。



参照元：「父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議」

○第4回 令和7年6月30日 資料1 Q & A形式の解説資料（民法編）

